

ケミトックス 環境ニュース (Vol. 30)

2012 年 8 月 31 日

株式会社ケミトックス

中山 紘一

高橋 珠江

施行された EU の RoHS 指令のその後

改正 WEEE 指令の発効

RoHS 指令が策定される前は、電気・電子機器の廃棄問題が発生し、そのルーツは既に 1990 年代初頭から始まっていました。

欧州で年々、増加する電気・電子機器の廃棄問題が浮上したことによって、電気・電子機器の廃棄指令、つまり WEEE 指令が検討され 1998 年に草案が出されました。

WEEE 指令が検討され、電気・電子機器をリサイクルして廃棄量を少しでも少なくすることや資源の有効活用の面からも検討され、WEEE 指令は 2003 年に成立しました。

リサイクルする場合に、できるだけ有害物質を含有しない方がよいため、有害 6 物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の規制となりました。WEEE 指令は EC 条約第 175 条(環境保護)に準拠した EU 指令であり、一方、有害物質の規制に関しては EU 条約第 95 条(域内市場の統一)に準拠した EC 指令との違いから、有害物質に関しては WEEE 指令から RoHS 指令として分離して運用されることになりました。WEEE 指令と RoHS 指令は表裏一体の関係があります。

WEEE 指令に関する過去の経緯を体系化しますと表 1 のようになります。

表 1 WEEE 指令関連の歩み

経 過	内 容
1991 年	電気・電子機器の廃棄問題を討議
1994 年	ドイツで「循環経済・廃棄物法」を成立
1998 年	4 月 欧州委員会環境総局(当時DG11)がWEEEの制定に向けて第一次ドラフトを提示
	7 月 第二次ドラフトを提示
1999 年	1 月 オランダが「ホワイト&ブラウングッズ廃棄処理に関する法律」を施行(WEEE指令のモデ
	7 月 第三次ドラフトを総局間協議を実施
2000 年	6 月 欧州委員会が指令案を提案(WEEEとRoHSの2案に分割)
	8 月 WEEEとRoHS指令の草案を欧州会議と欧州議会に提出
2001 年	5 月 欧州議会の第一読会にて修正意見を採択
	6 月 7 日 欧州議会はWEEEとRoHS指令の草案2案に関する政治的決議を採択
2002 年	12 月 理事会において「共通の立場」を採択
	4 月 議会第二読会で決定(期限は3カ月)理事会が同決定を承認せず、調停プロセスへ
	10 月 11 日 調停委員会協議合意に至る
	12 月 16 日 閣僚理事会が採択
2003 年	12 月 18 日 議会が採択
	2 月 13 日 EU官報に指令が公布される
2003 年	12 月 31 日 WEEE第9条改正公布
	2004 年 8 月 13 日 までに EU加盟国で各国内法で制定する
2005 年 8 月 13 日	リサイクル目標達成のためのモニタリング手法が提示される
	加盟国より、回収、廃棄物処理システムとファイナンスシステムを明示する
2006 年 12 月 31 日 までに	製造者は、指定マークを適合製品に貼付し、廃棄に対する責任を負うことになる(大きさ、製品の機能如何では、パッケージ、使用書、保証書などにマーク貼り付けることも可能)
2006 年	12 月 31 日 までに 製造者は廃棄物の回収、再生、再利用およびリサイクル削減目標を達成する
	12 月 3 日 改正WEEE指令案が提出される
2008 年	12 月 31 日 までに 医療用機器(カテゴリー8)について、回収・再利用・リサイクル削減目標が設定される。その他の機器に対し、新しい目標が設定される
	6 月 11 日 理事会では、WEEE指令改正案の討議
2010 年	6 月 22 日 WEEEの改正案に関して投票
	11 月 22 日 欧州議会でWEEE指令、RoHS指令の改正案の合同審議
	2 月 3 日 第一読会で修正案を採択
2011 年	10 月 4 日 欧州議会の環境委員会はWEEE指令から廃棄物の再生に関する勧告を採択した
	12 月 21 日 加盟国の代表の構成する委員会が、WEEE指令の改正に関するEU委員会と欧州議会の妥協案に合意
2012 年	1 月 18 日 欧州議会でWEEE指令の改正に関する合意案を議論
	1 月 19 日 欧州議会、改正WEEE指令を承認
	6 月 7 日 EU閣僚理事会は、回収義務を強化し、開発途上国への輸出を規制するWEEE指令の改正案を承認
	7 月 24 日 改正WEEE指令がEU官報で公布(20日後に発効)
2014 年	8 月 13 日 欧州議会、改正WEEE指令が発効
	2 月 14 日 EU加盟国で各国内法で制定する期限
2016 年	2019年までの3年間、加盟国は市場に流通する電気・電子機器の少なくとも45%の回収を義務付けられる
2019 年	加盟国は市場に流通する電気・電子機器の少なくとも65%の回収を義務付けられる
2021 年	現在十分な廃棄物回収基盤がなく、改善する必要がある10の加盟国(ブルガリア、チェコ、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア)は、2021年までに40%回収を達成することが目標となっている

2003年2月13日に発効済のWEEE及びRoHS指令について、4年が経過したため改正の対象となりました。RoHS指令については既に改正RoHS指令(拡大RoHS指令、RoHS2とも呼ばれる)が施行されました。今回、WEEE指令についても改正案が承認され、2012年8月に発効しましたので、あらためてその経緯と概要について紹介しましょう。

欧州委員会は、2008年12月3日に不必要な管理手続きの見直しをするとともにさらなる実施改善とその強化案の改正案が提出されました。

WEEE指令が策定されて施行されたにも拘らず、わずか3分の1の廃棄電気・電子機器しか処理されていないことが問題点でした。残りの3分2は、埋め立て処理か、EU域外に不法輸出されている可能性も指摘されていました。2020年には1,200万トンの電気・電子機器が廃棄されることが予測され、これは大きな問題でした。

これらの改善のためにWEEE指令の改正となり、電気・電子機器廃棄物の収集・処分に関する規則が改善され、2012年7月24日付のEU官報に告示されました。その発効は告示後20日後の2012年8月13日発効しました。

EU官報で告示されたため、EU加盟国の27カ国は、改正WEEEに関して2014年2月14日までに各国の国内法化しなければなりません。主な改正点について以下、紹介しましょう。

大きな変更点としては、回収目標である4kg/人・年は廃止され、製造者そして製造者の代理人となる第3機関に対して、2016年より3年間、加盟国は市場に流通する電気・電子機器の少なくとも45%の回収を義務付けられており、2019年には65%まで引き上げられます。

段階的な回収目標が適用される国もあり、現在、十分な廃棄物回収インフラがなく、改善する必要のあるブルガリア、チェコ、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア等の10の加盟国は、40%が回収目標であり、2021年までに40%回収を達成することが目標とされています。

WEEE指令の回収を達成するために、附属書IAには、再生率、リサイクル率、再利用率を定める6カテゴリー群がリストされています。

WEEE指令の対象分野・品目と再使用率及びリサイクル率の達成目標を表2に示します。

表2 附属書1A

カテゴリー		再生	再利用及びリサイクル
1	冷却装置	85%	80%
2	スクリーン、モニター、および表面積が100cm ² 以上のスクリーンのある装置	80%	70%
3	照明器具	-	80% (リサイクル)
4	カテゴリー1～カテゴリー3以外の大型機器	85%	80%
5	カテゴリー1、2、3、6以外の小型機器	75%	55%
6	小型情報・通信機器	75%	55%

電気・電子製品の廃棄が急速に増大しており、その廃棄物から2次原材料の市場における確保に大きな機会となりうる可能性があります。

つまり、廃棄されるテレビ、ノートパソコン、携帯電話に使用されている「金」、「銀」、「銅」、「レアメタル類」などの原材料のリサイクルには、収集の制度化と適切な処分が不可欠であり、今回の改正WEEE指令は、欧州における環境保護と原料のリサイクルによる効率良く利用できるなどのメリットがあります。

欧州では、このように着実にEU27カ国に適用する指令を策定して各国の法律に落とし込んで実施している点では学ぶべき点があります。